

下請・再委託事業者の皆さまへ 公契約条例適用契約の締結にあたって

これから締結する契約には、足立区公契約条例が適用されます。

以下の記載内容は、足立区公契約条例の概要と契約を締結した際に遵守しなければならない事項です。これらの内容をご理解、ご了承いただいたうえで、契約を締結してください。

詳しい内容につきましては、「足立区公契約条例の手引」をご確認ください。

1 足立区公契約条例の概要

足立区と契約等を締結する事業者（受注者）及びその下請・再委託事業者（受注関係者）は、適用契約等に従事する労働者に対し、区が職種ごとに定めた労働報酬下限額以上の額を賃金等として支払うこととなっています。

労働者は、労働報酬下限額を下回る賃金等が支払われたときなどは、区長又は受注者、受注関係者にその事実を申し出ることができます。受注者及び受注関係者は、労働者が申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除など不利益な取扱いはできません。

区は、条例の遵守状況に疑義があるときは、受注者に対し、報告、立入等の調査を求めることができ、受注関係者はその報告、調査に協力しなければなりません。また、条例の規定に違反していると認めるときは、受注者に対し、是正措置を講ずるよう命じることができ、受注関係者も受注者から是正を求められたときは、速やかに応じる必要があります。

2 主な遵守事項

（1）労働者に労働報酬下限額以上の賃金等を支払うこと。【手引8～14ページ】

適用労働者の範囲や労働報酬の算定対象から除く手当、労働時間帯に応じた算定割合などが定められています。

（2）労働者の「職種」、「労働報酬下限額」、「公契約にかかる業務に従事した時間」を事業者の帳簿に記録し、保存すること。【手引15ページ】

労働者から賃金等の申出があった場合などに必要となるため、労働者の職種等を労働基準法等に基づく法定帳簿などとあわせて記録し、保存していただきます。

（3）労働者に条例の内容を周知すること。【手引18ページ】

受注者からチラシ等が渡されますので、労働者にもれなく配付していただきます。

（4）労働者に周知カードを配付すること。【手引18ページ】

周知カードは、必要枚数を受注者から受け取り、労働者に配付していただきます。また、下請・再委託をするときは、下請業者等に必要枚数をお渡しいただくこととなります。

（5）業務を下請・再委託をするときは、この案内を使うなどして、事前に公契約制度の内容を説明し、条例の規定を遵守する旨を契約書に定めること。【手引19ページ】

下請・再委託業者には、公契約条例の内容をご理解いただいたうえで、業務を請け負っていただきます。

（6）労働者から賃金等に関する問い合わせ、申出を受けたときは、誠実に対応すること。【手引20ページ】

労働者の方々が、ご自身の労働報酬下限額を自ら確認できるように、適宜、情報提供や説明などをしていただきます。